

## 入 札 公 告

下記の物品について、条件付き一般競争入札を行います。

令和4年1月28日

光の湊株式会社  
代表取締役社長 近藤洋

### 1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称 酒田駅前地区第一種市街地再開発事業公共施設に係る備品  
(ポータブルスピーカー、拡大読書器)
- (2) 数 量 別添 仕様書のとおり
- (3) 仕 様 等 別添 仕様書のとおり
- (4) 納 入 期 限 令和4年3月30日(水)
- (5) 納 入 場 所 酒田駅前交流拠点施設ミライニ(酒田市幸町一丁目10番1号)内
- (6) 入 札 方 法 総価により行う。  
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
- (7) 発 注 者 光の湊株式会社(酒田駅前地区第一種市街地再開発事業個人施行者)
- (8) 発注方式 一括発注

### 2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 入札参加者に必要な資格審査の申請の受付期間の最終日から入札日までの間に、国、山形県、酒田市から指名停止を受けていないこと。
- (2) 公告日から入札参加申込書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照)。
- (3) この入札公告前日までに、2021・2022年度における酒田市競争入札参加者登録簿において「物品」に登録されていること(2021・2022年度酒田市競争入札(見積)参加資格審査申請書を提出する際に、希望する業種に「物品」を希望し、その内容が、この入札公告の前日までに登録され受理されていること)。
- (4) 契約を締結する能力を有しない者、または破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (5) 暴力団、又は暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずる者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (7) 酒田市内に本社又は支店若しくは営業所を有すること。

### 3 入札参加資格審査の申請方法等

入札に参加を希望する者は、申請書類を次のとおり提出し、入札参加資格確認の審査を受けなければならない(FAXは不可)。郵送による場合は、切手を貼った返信用封筒を同封すること。なお、入札参加資格の審査は、申請書の提出期限日を基準日とする。

- (1) 申請期間 令和4年1月28日(金)から令和4年2月4日(金)正午まで  
(土日祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで。)
- (2) 申請場所 光の湊株式会社事務所 〒998-0023  
山形県酒田市幸町1丁目3番地1 庄交第1ビル6階

※持参する場合は、事前に事務所まで連絡すること。

(3) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 同上申請書の写し（受領証用）
- ③ 2021・2022年度の酒田市の競争入札参加資格申請書、又はその受付印のある書面の写し

(4) 入札参加資格の申請書等の配布期間・配布場所

本公告に係る関係書式「入札参加資格確認申請書」「入札書」「委任状」「質問書」等は、光の湊株式会社のホームページ（HPアドレス <http://hikari-no-minato.com/>）からダウンロードすること。

4 入札参加資格の審査・通知

- (1) 提出された書類を確認・審査し、令和4年2月7日（月）までに「入札参加資格通知書」を電子メール及び郵送により通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認定された者には、通知書にその理由を付す。

5 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、質問事項を記載した書面（様式第4号）を、令和4年2月3日（木）午後4時までに、電子メールで提出すること。なお、電話、FAXによる質疑は一切受け付けない。
- (2) 上記（1）の質問に対する回答は、令和4年2月7日（月）までに、電子メールで回答する。

6 入札執行日時・場所等

- (1) 日 時 令和4年2月9日（水）午前10時10分（入札参加者の出欠確認後）
- (2) 場 所 酒田駅前交流拠点施設内  
（山形県酒田市幸町一丁目10番1号）
- (3) その他 入札参加資格通知書を持参すること。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

8 その他

- (1) 入札の説明については、入札説明書及び入札条件によるものとする。
- (2) 入札参加に要する費用は、全て申請者の負担とする。
- (3) 提出書類は、審査以外には申込者に無断で使用することはない。
- (4) 提出を受けた書類は返却しない。
- (5) 参加資格に関する書類において、故意に虚偽の記載があると認められる場合には、遡及して申込みを無効とする。

9 問合せ先

光の湊株式会社事務所  
〒998-0023  
山形県酒田市幸町1丁目3番地1 庄交第1ビル6階 担当：渡部  
TEL：0234-43-6136  
E-mail：[sakata@hikari-no-minato.com](mailto:sakata@hikari-no-minato.com)

# 仕 様 書

- 1 名 称 酒田駅前地区第一種市街地再開発事業公共施設に係る備品  
(ポータブルスピーカー、拡大読書器)
- 2 納入期限 令和4年3月30日(水)  
※詳細な納入期日の設定については、双方協議の上決定する。
- 3 納入場所 酒田駅前交流拠点施設ミライニ(酒田市幸町一丁目10番1号)内指定場所
- 4 仕様及び数量 別紙のとおり

## <その他>

- ①同等品可とする(参考品以外の製品については予め発注者に確認すること)。
- ②設置場所は別紙記載の場所とするが、詳細については協議等により決定する。
- ③納入に際しては、あらかじめ発注者が指名する係員と打合せの上、実施すること。
- ④設置終了後は、発注者が指名する係員の検収を受けるものとし、材料の不備又は不良品、  
損傷がある場合は、直ちに新規交換を行うこと。
- ⑤運搬、養生、組立、設置費を含むものとし、梱包資材等は受注者が処分すること。

## ■酒田駅前地区第一種市街地再開発事業公共施設に係る備品（ポータブルスピーカー、拡大読書器）

【整理番号44】

連番	階	場所	名称	形状・寸法	数量	単位
1	1	館内	ポータブルスピーカー	800MHz帯ワイヤレス受信機2台内蔵 4入力設計 60Wアンプ内蔵 専用マイク付（ワイヤレス2、ピン1、有線1）、 専用卓上スタンド1 【参考品】 パナソニック（800MHz帯PLLワイヤレスパワースピーカー）WS-X77	1	台
2	1	図書館	拡大読書器	携帯型 画面／12(11.6)インチ フルHDタッチスクリーン サイズ／290×200×40mm 重さ／約1050g 【参考品】 ガイザルシステムデジタルXL FHD 16551 （専用ペース）16551-105	1	基

# 入札説明書

本件入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札参加者の資格

資本関係又は人的関係がないこととは、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないことをいう。(組合(共同企業体を含む。)(3)において同じ。)

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えない。

### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

### (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 2 入札

(1) 入札書の様式は、入札書(様式第2号)による。

(2) 入札書は持参するものとする。

(3) 入札書は封筒に入れて、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。

(4) 入札参加者はあらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、委任状(様式第3号)を持参させなければならない。

(5) 入札参加者又はその代理人は当該入札に対するほかの入札参加者の代理をすることはできない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、印鑑(入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。)を持参すること。

(7) 調達をする物品の仕様を満たしていることを条件に入札に参加すること。

### 3 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無いときは、その場で直ちに再度の入札を行うものとする。再度入札に参加する場合のため、入札書用紙を余分に準備しておくこと。

### 4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が同価で二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、1名を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない光の溍株式会社の社員にこれに代わってくじを引かせ、1名を決定する。

### 5 その他

- (1) 入札参加者の連合その他の理由により、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- (2) 入札をした者は、入札後、物品の内容、契約条項及び入札条件等の不明を理由として異議を申立てることはできない。
- (3) 落札者は、予定完結権を他に譲渡することができない。
- (4) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

## 入 札 条 件

- 1 本件入札に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、本条件に定めるところによる。
- 2 入札参加者の代理人が入札に参加する場合は、入札開始前に委任状を提出しなければならない。
- 3 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 4 入札参加者又はその代理人の連合その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させないこと、入札の執行を延期すること、又は入札の執行を取りやめることができる。
- 5 特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、次により取り扱うものとする。
  - (1) 入札室には、入札参加者、その代理人、入札執行事務に関係のある職員、又は立会い職員以外の者は入室することはできない。
  - (2) 入札時間までに入札室に参集しない者は、入札に参加することはできない。
  - (3) 入札参加者又はその代理人は、入札執行中、入札室を退室することはできない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格を有しない者が行った入札
  - (2) 記名押印を欠く入札
  - (3) 金額を訂正した入札
  - (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (5) 明らかに連合によると認められる入札
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 7 入札をした者は、入札後、内容、契約条項及び入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 8 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- 9 最低制限価格は設定しない。
- 10 落札者は、落札決定通知又は契約決定通知を受けたときは、特別な事情がある場合を除き、5日以内に契約を締結しなければならない。
- 11 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 12 入札保証金は免除する。
- 13 契約保証金は免除する。
- 14 入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。
  - (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
  - (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。
    - ① 入札執行前には、入札辞退届（様式第5号）を直接持参して行う。
    - ② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
  - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 15 その他入札の執行に当たっては、その都度入札を執行する者の判断によるものとする。

- 1回で落札しない場合もありますので、2回目以降に参加する場合は入札書用紙を余分に準備してください。
- 辞退する時は、必ず辞退届を提出してください。様式は、光の湊株式会社ホームページからダウンロードできます。